

平成19年加美町議会第3回定例会会議録第1号

平成19年9月11日(火曜日)

---

出席議員(19名)

2番	米木正二君	3番	木村哲夫君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	新田博志君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

---

欠席議員(1名)

1番 佐藤正憲君

欠員なし

---

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長	森田善孝君
総務課長	今野正晴君
会計管理者	五十嵐信一君
危機管理室長	猪又健君
行政推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長兼 特別徴収対策室長	古内公雄君

農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
森林整備対策室長	大 類 恭 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
商工観光課長	伊 藤 東 君
やくらい高原温泉 保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	佐々木 幸 輝 君
保健福祉課長	柳 川 文 俊 君
子育て支援室長	鈴 木 恵 子 君
地域包括支援 センター所長	早 坂 律 子 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	小 松 信 一 君
宮崎支所長	岩 淵 浩 弥 君
参事兼総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善一郎 君
教育総務課長	三 嶋 秀二郎 君
社会教育課長	三 浦 庄一郎 君
文化振興課長	竹 中 直 昭 君
体育振興課長	三 浦 又 英 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	川 熊 忠 男 君
代表監査委員	小 山 元 子 君
監査委員書記	佐 藤 鉄 郎 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

---

議事日程 第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

1番佐藤正憲君より欠席届が出ております。5番吉岡博道君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成19年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番一條光君、6番門脇幸悦君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月20日までの10日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、9月20日までの10日間と決しました。

---

#### 日程第3 一般質問

議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願ひます。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

3点とも町長に御質問いたしたいと思います。

1番目。教育問題についてでございますけれども、学校統合廃止の問題については、教育委員会が教育長を中心として一生懸命いろいろ話し合いを進めているわけでありまして、この間、教育民生常任委員会と教育委員との話し合いの中でも、いろいろ教育に対する教育委員の熱意がひしひしと伝わってまいったわけでありまして。

やはり次代を担う子供たちの教育ということは、何としても今日本としては一番大事な問題だと思われ、そしてまた新聞紙上でも連日その問題について論議をされているわけでありまして。やはり学力の向上、学力の均一化ということを考えると、当然統廃合の問題が必要になってくると思うわけでありまして。この辺に対しての町長の考え方ですね。最終的には、教育委員会で決めようとも、町長が判を押さなければどうにもならないのが学校の現状であります。その辺についての考え方についてお尋ねをするものでございます。

次に、財源の確保の問題であります。この問題についてはどこの町村もまさに大変であります。そしてまた、連日新聞でもいろいろ報道されておるし、ましてこの間の大崎タイムスを見るとですね、まさに合併町に対する取り扱いが特別ではないというような感じを受けたわけでありまして、きのう、おとといの新聞を見てもいろいろ借金の問題で加美町がナンバー5の中に入っているというようなことを言われているわけでありまして。

実際に加美町の今後の経過を見ると、今、3年過ぎればうちの方だって18%ぐらいに下がるのが当然であります。やはり3町合併の借金の支払いということで今高くなっているのだから、3年後を見れば、これは当然18%以下に下がって、当然他の町村と同じような財政状況になるのは間違いのないわけでありまして。やはりその間に特別交付税あるいは過疎債あるいは合併特例債を使って、いろいろな関係をやることによって、合併特例債を利用する期間のうちいろいろなことをやっておかないと、その後の交付税がやはり年間10億円以上減らされるのではないかというような感じもするわけでありまして。そういうことの中で、それに対する町長の考え方、そしてまた対策についてお尋ねをするものでございます。

次に、税金、保育料、住宅料等、これは今まで毎年滞納者に対する問題についてはいろいろ論議をしてきたところでありますし、まして加美町については滞納担当の室を設けて、十分に力を入れてまいったわけでありまして、最終的に、要するに水道をとめる、あるいは執行をかける、この点についても町長の姿勢なわけでありまして。町長が判を押さなければどうにもな

らないというのが現状であります。色麻の町長のように、税金を納めない者は福祉なり一切やらないという姿勢なのか、あるいは大変ひどい人には適当に考えてやるという考えなのか、その辺についての姿勢をお尋ねするものであります。

次に、医療福祉対策についてであります。来年の4月、宮崎町に老人ホームが設置をされるわけであります。町内待機者 350人と言われる中で、優先的に加美町の人たちが入ってもらえるようにしてもらわないと、何のために加美町に老人ホームをつくったんだろうというようなことにもなりかねないわけであります。この件についての優遇措置をとってもらうような対策がなされているのかどうか、この辺についてお尋ねをするものでございます。

次に、国民年金のみで所得の少ない方が大変おるわけです。加美町における国民年金、年間48億円が出されているわけであります。老齢年金、遺族年金、それから障害者に対する年金を含めると、少なくとも48億ですよ、48億の金を加美町では年間受け取っているわけあります。今いろいろ年金の問題でとやかく不満たらたら言っておりますけれども、十分に年金は加美町については配付をいただいているわけであります。まして遺族者に対しては、200万円ずつもらうと。障害者でも最高130万円もらっている方もおるし、そのほか少ない方もおりますけれども、老齢年金についても同じであります。69万円の人もおれば、30万円の人もおるし、10万円の人もおるわけあります。

問題は、30万円以下の方々であります。この方々が介護保険料を引かれる、4,000円。それから、今後、来年の4月1日からされるであろう後期高齢者の医療。多分6,000円ぐらいになると思います。そうすると毎月1万円の金を引かれて、2万円で毎月生活をしなければならぬということになりかねないわけあります。その方々が果たして13万、10万を要求される老人ホームに入ることができるかどうかということで、大変心配しているのが現状であります。その辺に対する対策についてお尋ねをいたしたいと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

町長（佐藤澄男君） おはようございます。

秋晴れに恵まれて9月の定例議会を開会できましたことを喜んでいるところでございます。

きょうはまた傍聴の皆さんも多数おいでをいただき中での開会。きちんと御答弁を申し上げたいと思っております。

ただいま近藤議員からいつもながら鋭い御指摘をいただき、御質問をいただきました。三つの件についてのお尋ねがございましたので、順次お答えを申し上げたいと思っております。

まず、教育問題についてお尋ねの趣旨は、次代を担う子供たちを健やかに成長させる学校の問題。近年の少子化に伴っての学校の統合、廃止というものも視野に入れて行政を進めていかなければならないのではないかという御指摘がございました。

小規模校と称される小中学校を統合すべきだという意見があること、町民の声として私自身も承知をいたしているところでございます。さきに小学校区ごとに開催された町政懇談会などにおいても、教育委員会に対して質問をされたところでもございますし、また、教育委員会ではそれを受けまして、昨年の9月の定例会で審議に付され、現在も継続審議であるというふうに伺っておるところでもございます。議会におきまして、先ほども御指摘がございましたとおり、本年の8月6日に教育民生常任委員会と教育委員との懇談会が開催をされて、この課題について学校の適正規模化、小中学校の統合についての意見交換がもたれたということ。また、このことを受けて8月27日には小中学校及び幼稚園の適正規模化について調査を行ったというふうにも伺っておるところでございます。

近藤議員御案内の統合、廃止すべき学校というのは、小規模小学校また適正規模を有しない中学校のことというふうに理解をするわけでありましてけれども、本町には小規模校と称される小学校は、中新田小学校を除くほかのすべて9校が該当します。適正規模を有する中学校というのは、中新田中学校1校のみでございます。

学校統合について最も重要なことは、少子化、過疎化の進行する地域の実情課題、それから地域社会からの要望などを十分に踏まえて、保護者あるいは地域住民の理解を得て進めることがまず基本であろうというふうに考えておりますし、子供たちの教育環境はどうあるべきかなど、その地域、地区そしてまたPTAの懇談会等に十分な情報提供を行いながら、学校統合に係る意識の醸成というものも、これは不可欠なものだというふうに考えておるところでございます。

この学校の統合ということがもう視野に入っているということは、私自身も当然その意識はあるわけでありましてけれども、一方で学校を廃止をした場合に、廃校となったこの施設をどう活用していくかというようなことも大きな行政としての課題と、こうなるわけございまして、これを拠点施設として使っていく方向を見出すのか、あるいは解体をしてそれで済ませるのかというようなことに相なりますと、これはやはりこれまで小学校、中学校というのは、当然その地域の、旧町の文化拠点であったということは疑いのない事実でございますから、これをどうするかということは、その地域の人たちの意見、これからの構想、これを十分加味した上で検討しなければならない問題だろうというふうに思っております。いずれ議会、教育委員

会などの意向を十分にしんしゃくをした上で、社会の動向を踏まえてこれを進めていくべきだろうというふうに考えているところでございます。

次に、財政、財源の問題について御質問をいただいたところでございます。

御案内のとおり、ただいまも御指摘をいただきました7月31日に、宮城県が19年度普通交付税の概要をマスコミ各社に発表したのを受けまして、新聞あるいはテレビ、ラジオ等においても報道されたことは御案内のとおりであります。

そしてまた、今、社名も挙げて御指摘をいただきましたけれども、ある新聞社では「合併市町は減額」というショッキングな見出しを掲げて、「大崎地方では平成の合併で誕生した加美町、美里町、大崎市が減額をされ、合併をしなかった色麻町、涌谷町は増額された」というふうに報じているところでございます。

また、その一方で、記事の末尾では、「大崎地方以外では合併で誕生した栗原市、登米、両市では増額。合併していない黒川郡3町1村や利府町では減額と大崎地方とは異なる結果となる」というふうに結んでおるわけございまして、必ずしも合併するしないで交付税が算定されたものということではないことも報じていることございまして、記事の内容と見出しが余りにも大きな差異があるということに驚きを持って受けとめたところでもございます。

今年度の普通交付税は、宮城県内では10の市町が増額をされております。25の市町村が減額となり、市町村全体では4.4%の減額となっております。

我が加美町は2.4%の減となっておりますが、合併による財政支援措置として普通交付税では包括的財政措置として6,000万円が加算されております。これは合併の約束でございますから19年度まで、5年間ということになっております。また、合併算定替えによる特例加算として7億4,084万4,000円が措置をされておまして、合併したことで減額をされたということではないのでございまして、普通交付税の額というのはあくまでも各市町村の各年度の算定費目の変動要因によって増減があるというふうに理解をいたしているところでございます。

本町の場合では、前年度より公債費が増額したことで基準財政需要額が2,855万8,000円ふえ、一方、基準財政収入額において法人の業績好調によって1億1,659万3,000円ふえたということ。そして、この差し引き交付基準額で8,803万5,000円の減となったということでございます。合計で昨年より1億3,544万4,000円の減。これは、前年度比2.4%の減ということで、決定額55億4,985万5,000円となった次第であります。

いずれにいたしましてもこの予算的な面からいけば、補正予算でも提案をいたしておりますとおり14万1,000円を減額補正をせざるを得なかったという事情もここにあるわけございま



すので、御理解をいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても御案内のとおり、普通交付税は本町の財源の49%、約半分を占めておる財源でございます、国の方針によってこのような交付税の削減が続く状況にあっては、これまで以上に行政改革に取り組んで、節減をする必要があるということは、これは基本的な大事なことであるというふうに考えておりますし、今後の地方交付税のあり方、地方交付方法などは、毎年仕組み的に窮屈になってきているわけでございますので、こういったことにつきましては、宮城県内はもちろん全国の市町会、町村会あるいは知事会などを通じて、交付税の確保対策について強力に要請、要望を行っていきたくと思っておりますのでございます。

また、県内の九つの合併自治体があるわけでございますけれども、御指摘のように合併をしたメリットというものを当然求めたいというふうに思ひますし、その意味で宮城県北の合併自治体連絡協議会を構成いたしてございまして、合併に伴う各種支援措置について先般も知事と意見の交換をさせていただいたところでもございまして、さらにこれを訴えていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今御指摘がございました実質公債費の問題についても、一昨日ですか、新聞報道がなされたところでございまして、我が加美町は本年度21%という数字、昨年度より0.4%上昇したということで、これは余りありがたないことではございますが、このことにつきましては昨年の9月の定例議会でも議論があったところでございまして、これは3年間の平均値をとるわけでございます、平成16年度において繰上償還をしたわけではございますが、繰上償還すること自体はその重い借金を返していくわけですから、これは楽になることなんです、数字的にはそれも公債費、要するに借金を返した額だということで同じにとらえられるわけではございまして、その分の数値が圧迫をしてこの数字になっているということではございまして、御指摘のごとく、あと3年もすればというより来年度は間違いなく20%を切る数字になるというふうに試算をいたしてあります。

こういった数字のマジックといひますが、そういったこともあるわけではございますが、これにおんぶすることなく自分で改革を進めながら財源を確保することに努めて、出ることを制していくという基本的な方向で進めていきたくと思っております。

また、その際、税金の徴収、使用料などについてもこれはどういう考えだということで御質問をいただきました。もちろんこれは税負担の公平を当然保たなければなりませんし、納税者の信頼に基づく行政を展開するという観点からも、徴収率の向上、徴収事務の効率化等がこれまでも増して重要であるというふうに考えてあります。

税務課内に特別徴収対策室を18年度から設置をして、町税、使用料等の歳入を確保するために滞納整理に取り組んでいることは御案内のとおりでございます。18年度の滞納額の歳入決算では6,827万6,000円の収納で、予算に対しては151.6%、約5割増しの徴収率と効果が出ているということに数字的になっております。

滞納者への滞納処分については、不動産を初め116件の差し押さえを執行いたしておりますし、これによって1,009万5,000円の収納を上げているという実績もございます。今後悪質な滞納者に対しては、新たに自動車のタイヤロックでの差し押さえなども検討をしているところでございますし、水道料については昨年と同様に納入がなされない場合には給水停止ということ、これはかなり効果があることが判明をいたしておりますので、町税同様に収納率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、保育料、住宅使用料、水道、下水道、先ほど申し上げましたとおり、こういったことを基本的な考えで進めていきたいと思っておりますし、特に住宅の使用料に対しましては、加美町営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱とあわせて加美町営住宅使用料滞納者明渡し請求訴訟取扱要綱というものも定めたところでございます。特に分納などにも応じない悪質な納税者に対しては厳しく対応してまいりますが、滞納者には納付特例のためこれまでどおり訪問徴収や納付相談などによって滞納整理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次の医療福祉対策、3番目の御質問でございますが、宮崎地区に整備される老人ホームへの町内待機者の入所優遇措置をどう考えるかということでございます。

御案内のとおり、宮崎地区に来年4月に開設予定をされております特別養護老人ホーム、これを運営する社会福祉法人みやぎ会は、既に宮城県からの事業の認可を受けておりまして、工事に着手する段階までまいっておるところでございます。

今後、並行して入所者の募集等が行われるわけでございますが、町内の老人ホームの待機者もこれは大変な数であることも近藤議員御案内のとおりでございますし、こういったものについてただ単に申し込みの受け付け順だけではなくて、介護の必要性の高い方々を優先させるというようなこと。あるいは、入所の必要性の高いと認められる申し込み者を優先的に入所をさせる特別養護老人ホーム入所規程をつくって調整を行っているところでございます。

ちなみに、加美町から老人ホームへの入所状況でございますが、青風園に31名、これは入所割合57%、加美町からの入所状況です。やくらいサンホームにおいては36名で67%という状況にありますので、これを参考に交渉をして入所の優先を図っていただくようなことをやっていきたいというふうに思っております。

まだ具体的にここまでの合意というものはなされていないわけでございますけれども、今申し上げました町内待機者というのは、この加美玉造福社会の関係で言いますと311人おるといふ数字が出ておりますものですから、まず一つ目はほかの市町よりも早い段階で受け付けをしてもらえる方法、そして入所順位を決定してもらうというような方法。

2番目は、要介護度がほかの市町の申し込み者よりも軽度であっても家族や介護者の状況がほぼ同じであれば、加美町内の人を優先させてもらうということ。

三つ目は、入所開始時に本町からの入所者数を定員の七、八割程度、これを下回らないというガイドラインをつくって法人税調整をしてもらう方法というようなことが考えられるというふうに思っております。

いずれそういう協定を結ぶということも早い時期に交渉の場を設ける必要があると思っております。御案内のとおり、今御指摘がありましたとおり、町の意向が反映されないようなことであれば、何のためにこの加美町にこれを設置、受け入れをしたのかということになるわけでございますので、町としてもこういう方向で進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位にもひとつ御協力をお願いを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つの国民年金のみで生活している所得の少ない老人への対策をどうするんだというようなことでございます。

まさしくそのとおりでございます。年金の受給額についても先ほど48億あるんだけれどもという御指摘がございました。普通交付税のあれは49%、50何億でございますが、産業とは言えないんですけれども、一番大きな収入源もここにあるわけでございますが、問題は所得の少ない人をどういうふうにもっていくかということ、非常に頭の痛い問題でもあるわけでございます。この件につきましては低所得者に対する軽減策ということでございますけれども、医療費につきましても特に70歳以上の方がお医者さんにかかった場合は、支払い限度額が通院は一月8,000円、入院は1万5,000円と負担を軽減するようなことにしているわけでありまして、老後は健康面においても経済的にも安心して生活できることが一番でございます。

しかしながら、議員も御承知のとおり、この医療制度改革が来年から始まるわけでございます。75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度がスタートをいたします。保険料は介護保険料と同様に年金から天引きをされるということで、御指摘があったとおりその残額でどうするんだということが考えられるわけございまして、その生活の程度というものを非常に危惧されているところでございます。

高齢化が進む中で低所得者、特に年金のみで生活している高齢者に対する対策というもの

は、一般高齢者とあわせて今後とも現行の制度で継続をしてみたいと思いますし、ただいま申し上げました介護保険料や介護サービス医療費に係る軽減策についても国や県の制度を最大限活用しながら取り組んでみたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

以上、近藤議員の一般質問にお答えとさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長、学校の統合、廃止の問題ですけれども、これは岩出山の中学校の合併のときの話聞いたのですが、あの当時は佐藤町長だったんですけれども、やはり反対が多いと。「いや、何としてもどうにもならん」というようなことで、「いや、おれはこの次落ちてもいいからやるんだ」と。そして、また出て、その次もまた合併させるために頑張ったというような、「決意がなければできない」と彼が言っていた話を聞いたことがあるわけであります。松島近辺の河南町あたりもですけれども、学校統合反対の町長が出たと思えば、次は合併の町長が出るというような繰り返しの町村も現実にあるわけであります。そういう意味において、まさに町長、教育長、政治的な使命をかけなければならぬというのが学校の統合でございますので、今後ともそれについてもよろしくお願ひ申し上げたいと思ひわけでございます。

それから、滞納整理の問題でありますけれども、住宅料の問題ですね、何百万もたまって払わないという人が、法的な措置を講じて出ると言っても行くところもない、一人でだれもいない、全く身寄りのないかわいそうな人間もいるわけであります。そのほかに、まさにやる気のないのもいるわけでございますから、これは大変なことだと思ひますけれども、やはり特殊な住宅あるいは特別な老人用の住宅といったらいいか、生活保護世帯といったらいいか、そういうためのある程度の住宅を確保しないと、この整理もどうにもならないと思ひわけであります。まさに言っただって語っただってもうどうにもならない。出はって行って出せば道路で死んでたということになれば、これは町の責任であろうしですね。親子、子供がいても、子供が学校に行って、親がやる気がなくて、全然どうにもならないという親もいるわけであります。そういう子供をどうにかしなければならんということで、今度はまた子供の問題で役場で面倒を見なければならんというような事態を踏まえると、やはりある程度そういう方々に対する特別な住宅の確保というのも必要ではなからうかというような感じがするんですけれども、余り甘い考えかどうか、その辺についても町長のお尋ねをいたしたいと思ひのであります。

やはり考えられないようなことが今あるんですね。若くても稼がない。全然稼がないでちゃらちゃらしているようなのが加美町にもいるわけですから、やはり行政だけでもどうにも、よ

っほどの手を差し伸べなければならんというような感じがするわけでございます。

それから、町長のいろいろな今のお話を聞いて、行政に対する熱意というのをひしひしと感じたわけではありますが、何としても財政の問題が一番だろうし、行政改革の問題が一番だと思えますが、何としてもやはり合併時の約束事を再審査して新しい計画をしていかないと、今からの町政はどうにもならんというふうにならざるを得ないのではなからうかと思うわけであり、町長の主眼がどこに置くか、観光に置くか、農業振興に置くか、その辺の目的によりますよ、薬菜の山の中の道路に何億かけるのか、それを福祉に回すのかと。町長は、そのことで選挙戦でも大分苦労したと思うんですけども、その辺を見直しするのか。やはり合併時の約束を一回白紙に返して、それを見直ししてやらなければどうにもならないのが現状ではなからうかと私は感じるわけであり、その辺についての考え方。

そして、もう1点。町長が精一杯今から新しい形でやろうとすれば、思い切った人事異動をやって、自分の手駒でやるというのが一番大事な問題だと思うわけであり、その辺についての人事異動をやるのかやらないのか、その辺についての考え方をお尋ねいたしたいと思うものであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 再質問についてお答えを申し上げます。

まず、教育問題についての学校統合の問題は、町長の首をかけて、決意を持って進めなければなるものではないという御指摘でございます。まさしく私もそのとおりに感じておりますし、先ほどお答えを申し上げましたように、さまざまな今の条件があるわけでございますけれども、それをきちっと整理をさせていただいた上で決断するときには決断をしなければならぬというふうに思っております。

また、財源の確保について、住宅の使用料、これに関連する御指摘をいただきました。どうにもならない人もいるということも事実でございますし、これは戦後の構造が今ゆがみを見せてきていると。これは物質文明に相まって、人間社会の構造変化、これが顕著に出てきているんだらうと、今の時期が一番そういう高まりが来ている時期かなというふうに思っております。思っておりますけれども、行政においては、これは決め事でございますから、町で決めた方針に従って、条例等に従ってやる。あるいは上位の法律があるわけであり、これに従って進めるということは当然でございますけれども、今御指摘いただきました特別な住宅などをつくって提供したらどうかというような御意見もいただきました。いただきましたが、これもそういう層というものはどれぐらいいるものなのか。あるいは、そういう人たちがそうい

う優遇措置を講じたことによってどのような、それが更生といいますが、やる気を起こす原動力になるのかどうかというようなこともございます。そして、これに対する町民の皆さんの理解が得られなければならないということもございます。よく勘案をさせて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、合併時の約束事、もう5年目に入っているわけですから、あの当時のことと変わったものがあるというふうに御指摘をいただきますれば、確かに変わっているところもあるわけがあります。あるわけでありますが、合併協議において「こういう町をつくる」という約束をした。そして、それをもとに合併の議決をしたという建設計画。そして、建設計画を引き継いで昨年加美町の総合計画を作成をいたしましたところでございます。この流れというものは「合併をして10年のスパンでこういう町をつくる」ということをお約束をして、この加美町が誕生したわけでございますから、これをもう一回白紙にということにはなかなかいかないだろうというふうに思っておるところでございます。しかし、現実的にその優先順位あるいは地域的なバランス、こういったものは当然あるわけでございますから、こういったことを十分見きわめて施策をしていくということが大事なことだろうというふうに思っております。

そして、その際に思い切った人事をやらなければ、思ったことができないのではないかとこのことを御指摘をいただきました。まさしくそういうふうに思っております。私も就任してからまだ3カ月にちょっと足りない時期でございます。この議会が終われば3カ月という時期になるわけございまして、これまで町内も一回り見渡しておるところでもございますし、自分が公約をしたこと、これを具現化して施策に反映させていくということ。これは非常に約束事の一番重いものでございますから、ぜひこれを実現をさせるためにということで、今その人事も含めて検討をいたしておる最中だというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

いずれいろいろな面で議会の皆さん方にも御理解をいただく必要が出てくると思います。どうぞ今後とも叱咤激励を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。（「終わります。どうもありがとうございました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、12番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告2番、13番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔13番 新田博志君 登壇〕

13番（新田博志君） 私は、今回は個人情報保護法について、各種イベントの支援事業について、遊休地についてという3点について質問させていただきます。

最初の個人情報保護法についてというのは、これは多分町長も同じような意見ではないのか

など思われるのでありますが、この間行われた防災訓練の際に感じたことでもありますが、避難場所を決めて皆さんが集まってきても、だれが来ていないかなどを確認する手だてがないんですね。それで、防災訓練です、集まりました、はい、解散です、どうもさようならというそれだけになってしまうのでありますね。

災害時の要介護者のリストや学級名簿の作成ができなくなっているなどということをよく耳にします。もっとひどいのは民生委員の皆さんにさえ担当地区の名簿も渡っていないと聞きます。2005年に同法が施行されてから過剰反応が起きている問題で、2006年度に対策をとった自治体は、総務省の調査では9.3%しかなかったそうであります。この法律の趣旨は、みだりに情報が流れることを防止するためのものであり、このようなことにまで支障を来すのは大変な問題であります。総務省では「自治体に積極的な対応を求めていく」としていますが、この個人情報保護法の過剰反応について町長はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから、2番目。各種イベントの支援事業についてであります。ことし突然あゆの里まつりが中止になりました。このことから加美町の祭りなどイベント全般についてお尋ねいたします。まず、町長は祭りなどで町がかかわる行事についてどのように感じ、考えているか、お尋ねいたします。この問題は、この間お話しした仙台・宮城デスティネーションキャンペーンについてもかかわることだと思しますので、ぜひお答え願いたいと思います。

3番目。遊休地についてであります。前回、新たな財源のアイデアをお話させていただいたわけですが、今回もその続きのような話であります。使用していない土地は手放して新たな財源にしるということですが、我が町には随分遊休地が多くなったように思われます。旧上多田川小学校跡地、広原保育所跡地、ソニー寮跡地、鳴瀬保育所跡地など次々に思いつきますが、全体では一体どのくらいあるものでしょうか。旧上多田川小学校跡地などは、跡地利用に関する委員会ができて、その答申が出てからでもしばらくたちますが、一体どうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

町長（佐藤澄男君） 新田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大きく三ついただいておりますが、最初の個人情報保護法について。このことについてどのように考えているのかということでございます。

この法律自体、今の世の中を象徴しているのかなというような思いもあるわけですが、「私」を大事にするということ、これは非常に大事なことではあるんですが、その一方で

「公」、全体に、ではどういうふうに役割をするのかという面でのこの整合性というのが、こういう具体的な問題になって出てくるということがたびたびあるように思います。御指摘のように、この間、8月5日に防災訓練があったわけでございますけれども、その際にも訓練自体のことについても私も町内を回っているところがございます、御指摘のことも同様の思いを持ったところでもございます。

これを、これからどういう手だてをもってやっていくかということ。法律でございますから、これは遵守をしなければなりません。しかし、その法律を待っていて、その被害が増大、増幅をしかねないというような懸念がある場合にどうするかという問題があるわけございまして、これはいろいろなその中の法の解釈もございましょうし、これからいろいろな教訓を得まして、これに支障のない形をとっていくということで、各課挙げてこの対策を私もこの質問を機に指示をいたしたところでもございます。

その中で、民生委員に担当地区の名簿が渡っていないという御質問がございましたが、この名簿というのは行政区の世帯台帳ではないかというふうに思われるわけでありまして。世帯台帳については、合併調整時において、個人情報等の関係から行政区長さんに配付をしないということで調整をしたところでございます。ただし、行政区の転入転出等の移動については、名前、住所のみを記載して、移動者一覧表を移動のあった場合に行政区長さんに配付するというようにいたしておりまして、現在に至っておりますところでございます。今後は、災害時の救助に活用していただくよう民生委員さんとの情報の内容について検討をさせていただき、名簿を提供していくように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

新田議員が御指摘されましたように個人情報の漏報等で、やや過敏になっているということも否めない事実としてあるように思います。しかし、先ほど申し上げましたように個々のプライバシーというものは十分配慮されなければなりませんし、緊急時や日常の活動に支障が出ないように、共有できる情報は共有しながら、特に大規模地震等の災害時には地区の防災組織や民生委員さん、区長さん等々が連携してその任に当たっていただくということが何より大事なことでございますので、心がけてまいりたいというふうに思っておりますところでございます。

次の御質問で、突然あゆの里まつりが中止になったということに絡みまして、加美町の祭り、イベントなどについてどういうふうに考えているのかと。デスティネーションキャンペーンにもかかわることなのでということでの御質問をいただきました。

あゆの里まつりの中止、お祭り自体は中止を余儀なくされたわけでありましたが、これまでやってきたアユのつかみどりというものについては、中新田の夏祭りのコーナーを設けさせてい



ただ、これを継続をさせてもらっておるということでございます。

この祭りの考え方、基本的にどうだと聞かれれば、私は祭りというものはその地域に根ざした伝統文化行事であろうというふうに思います。そして、これを進めるというか、これを形づくるものは、その地域のみずからの意思によるものが祭りの原形であろうというふうに思っております。そして、それをまちづくりの一つの大きな柱としてとらえられるものであれば、行政がこれを支援してやるというような形態。そしてまた、今加美町で取り組んでいる祭り、イベントというものもその範囲内のものであろうというふうに理解をいたしております。特に来年デスティネーションキャンペーンがこの東北、宮城県を舞台ということで、その誘客も期待される中にありまして、きちっとそういう方向性を持って当たることが大事だというふうに考えているところでございますし、どうぞこれまでの携わってきた経験から新田議員においてもいろいろな御提言をいただきたいものだというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

また、3番目の遊休地についてどれくらい一体あるのだろうと。そして、どういうふうにご利用していくつもりなのかというお尋ねがございました。

加美町の遊休地でございますが、これは16カ所ございまして、面積が8万8,444.86平米という数字でございます。機能のない土地については払い下げする方向で、町長以下課長等で組織する庁議、または取得処分の調査検討を行う公有財産取得処分委員会で現在検討中ございまして、総務建設常任委員会にもこれを報告をしているところでございます。平成18年度はJA加美よつばと四日市場沖集会所の2件に遊休地の貸付けを実施したところでございます。また、統合保育所建設に伴って旧中新田保育所は障害者自立支援センターとして、パン工房です、指定管理者に移行をしました。また、旧徳陽シティ銀行跡地は町民バスターミナル。さらに、旧宮崎中学校寄宿舎跡地は屋敷住宅駐車場として利活用を図ったところでございます。

今後は、町広報紙あるいは土地建物取引業界などに遊休地の売却情報の提供を促して、利活用及び貸し付けや売却等に向けた積極的な情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

また、旧上多田川小学校跡地については、旧上多田川小学校跡地活用審議会からの答申を受け、都市部との交流拠点施設や住宅として検討してまいりましたが、経済情勢の変化で利用形態がないまま現在に至っているということも御案内のとおりでございます。さらに、当箇所は北側急斜面崩壊危険箇所として県に指定されていることから、利用の際にもこれに十分対応、考慮しなければならないというふうに考えているところでございます。

いずれこの遊休地をこのままにしておくのか、あるいは厳しい財政状況の中で有利な販売を

含めた利活用ができるかどうかというのは、まちづくりの大きな要素がここにあるというふうに考えておりますので、今後十分検討をして進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上、新田議員の質問にお答えをさせていただきました。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（新田博志君） 全般的に、方向的にはよい回答を得てありがたいわけではありますが、個人情報保護法の問題につきましては、その時々で必要な情報と必要ではない情報というのをきちんと踏まえれば、例えば名前と年齢だけでも構わない情報とかというのものもあるでしょうし、その辺をきちんとすれば、もうちょっと対応がとれるのではないかなと思いますので、ぜひとも検討いただきたいと思います。

それから、3番目の遊休地については大変きちんと検討しているということでありまして、いい返事をいただきましてありがとうございました。

それで、残った2番の各種イベントの支援事業についてであります。まずもってあれですね、今回のこの話は、3月の予算委員会では予算が通っている話だとお聞きしました。私は当時いなかったものですからよく存じ上げませんでした。通っている話だと。それで、中止がちょっと唐突過ぎたのではないかと。要するにお祭りなんていうのは、前からいろいろな人のかかわり、交流がいろいろあって、例えば東北女子高校選抜ソフトボール選手権などというのもこの日にちにあわせてやっているわけでありまして、そういうのが突然の中止によって急にトイレをどうしようとか、いろいろな..突然の中止というのは、そういうふうにしていろいろな支障を来してくるものでありまして、ですから、予算が通って、しかもまだそんなにたっていない8月のイベントが急に中止になるということの影響の大きさを、もうちょっと考えてやっていただきたいかなと思うのであります。

それで、私はちょっとどんな感じでということ聞いて回ったんですが、「費用対効果がね」という話もちょっと聞かれました。費用対効果という話でいくと、大体120万から130万ぐらいのあゆの里まつりが、前回3,000人ほどしか集まらなかったと。ですが、その倍かけているやくらいべごっこまつりもその倍ぐらいしか集まっていないというふうな考え方をすると。それから、やくらいマラソンに至ってはもっと人数的には少ないと。そういう話になると、ただ単に人数だけで費用対効果というものであるかということが問題となります。

例えば、アユは町魚でもありますし、町のシンボルを宣伝する意味でももうちょっと違う考え方があってよかったのかなと思います。大衡の祭りとか、例えば業者に委託するという方法

もあると思うんです。実際、あゆの里まつりに関しては二、三年前までは1万人を超える人数が集まっていたわけでありますから、どうしても役場の皆さん、一生懸命やってはいらっしゃると思うのですが、やはり業者の方たちとは手法も考え方もちょっと違うと思いますので、こういときは、ぜひ同じ金額をかけるのであれば、業者の方を、お祭り自体を外注するという手もありますので、いろいろな考え方があるわけですが、もう少しですね、せっかくのこういうお祭りでありますので継続していけるように。ほかのお祭りについてもです。例えば宮崎の食の文化祭についてもちょっと規模が小さくなったという感じが否めませんし、いろいろな全般のお祭りについて、もう少し活発に、せっかく合併した町であるのだから、何か毎月毎月加美町に行くとか何かやっていて楽しいところだからみんな集まりましょうというふうにいけるようにもっと盛り上げていただきたいと思うわけでありますが、もう一度お答えを聞かせていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 再質問にお答えを申し上げます。

あゆの里まつりが突然中止になったということの御指摘がございました。当初予算でとっていたものがなぜそういうふうになるんだということでございます。

担当課の申し入れというか、この祭りについての考え方、町長就任早々に御相談がございました。基本的には、さっき私がお祭りの概念ということを申し上げましたが、それを始めるその熱意がみんなその地域に伝わっているということから始まるんだらうというふうに思っているのですが、このあゆの里まつりを企画されてやってきたことについては、私も重々承知をいたしておったところでございますし、すばらしい催しだなというふうに思ってきたことも事実でございます。

ただ、近年、費用対効果というようなことでがんじがらめに決めつける話ではなくて、イベントをやって、せっかく出演者を依頼しても聞く人がほとんどいなくなってしまったんだということでございます。できれば単独のこの祭りというものを別な形にできないのだろうかというようなことで、それでは一番人気のあるのは何だという話になりましたところが、子供たちがアユのつかみどりをするというそのコーナーは非常に人気があるんだということでもございました。日程的にも、前には3日ぐらい続けてやったということは認識をしておるんですが、中新田のお祭りを考えますと12日がお墓参りをして盆踊り、夏祭りをやると。それで13日がこのあゆまつりで、14日が花火大会というようなことで、連日の祭りということでもかなりくたびれている面もあるのかなというようなことが指摘をされておりましたし、これについて、それで

はその中新田の夏祭りにこのあゆの里のメイン行事であったアユのつかみどりというものを残した方がいいのではないかというようなことで、ああいう形にさせてもらったところです。

御指摘のようにアユというのは町魚でもございますし、旧中新田時代からアユを一つの目玉としてのまちづくりを展開してきたということも、これはすばらしいことだったというふうに思っております。思っておりますけれども、御案内のとおり生産組合がなかなか思うような状況になっていないというようなこともございますものですから、ひとつもう一度あゆの里構想というものができれば、これを目玉にしてもう一度考えても私はいいと思っております。

しかし、今の状況でその主体となるものがきちっとした形をまずつくってもらおうということが大事なことではないだろうか。そして、もう一度アユを売り出す。そして、町全体がそれに乗っていけるというような、そういうものがあればこれをもう一回考え直すということは十分可能だろうし、むしろそうなってほしいという私の願いでもあるわけでありまして。そういったことで、ことしはこういう形をとらざるを得なかったということをお理解をいただき、次に期待を申し上げているところでもございます。

それから、個人情報のことについても御指摘をいただきましたけれども、まさしく私もそういう思いでおるわけでございますので、今後ともいろいろな御意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（新田博志君） たかがお祭り一つのことですとちょっとくどいような気もするのでありますけれども、例えば今の町長の答弁の最初のことから話させていただきますと、舞台をつくって歌手の皆さんに歌っていただいたけれども人が集まらなかったり。あゆまつりの趣旨とそのことがどういふかわりがあるのか、私はわからないんですけれども、イベントの考え方にかなり問題があったのではないかと思います。

例えば、この間のあゆまつりの時期のあの炎天下に、あそこにいすを並べて舞台をつくって、地元の歌手の皆さんに歌っていただくと。それでお客さんが集まるかどうかという話になると、私はもう最初からそのことで集まるというのは無理だったのではないかなという思いをしております。今までも、私らもそばにいたわけですから、あゆの里まつり、何度も見ているんであります。一番多く集まったというのが百姓一揆というのをもう一つ加えたときは別格で人数が集まったんであります。そのほか普通にあゆの里まつりをやっておりましたもので、例えばつかみどり、先ほど言いましたつかみどりとか、それから一時はペットボトルロケットの大会みたいなものを行ったこともありますし、そうやってやはり子供さん中心なん

ですね。それで子供さんをいっぱい集めるような工夫をするとそこに親もついてきますし、そんな意味もあってちょっと日程がずれていた先ほどのソフトボールの大会もですね、名前は「若あゆ杯」というんですが、それも同じ日にちに合わせたと。そうやってみんなでそのお祭りを盛り上げていこうという工夫を過去にはしてきたのであります。それがですね、こういうふうに考えて、こういうふうにやって、人が集まらなかったから、では、ちょっとという話だと、私らも何か今まで努力してきたこととか、ちょっと違うのではないかなとどうしても思うところがあるんですね。

最後は、このような話ですので、ぜひとも先ほど町長がおっしゃったように、ことしは中止にしましたけれども、また再検討していく道を探していただきたいと思うのであります。そのことについてといってもまた同じ答えしか返ってこないと思いますので、答えは結構ですので、ぜひとも再検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、13番新田博志君の一般質問は終了いたしました。